

## 京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議 設置要綱

## (目的)

第1条 タクシー業界団体及び関係行政機関の連携の下、タクシー乗務員に対して、駐停車マナー向上のきっかけとなる情報提供やコミュニケーション等を行うことにより、自発的に駐停車マナーの向上を図るため、タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議（以下「会議」という。）を置く。

## (組織)

第2条 会議は、以下に掲げる者をもって構成する。

## (1) 学識経験者

藤井 聰（京都大学大学院教授）

## (2) タクシー事業者等

- ア 京都タクシー業務センター
- イ 社団法人京都乗用自動車協会
- ウ 全京都個人タクシー共済協同組合
- エ 協同組合京都個人タクシー協会
- オ 京都市個人タクシー事業協同組合
- カ 協同組合京都個人タクシー昌栄会
- キ 個人タクシー互助協同組合

## (3) 関係行政機関

- ア 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局
- イ 京都府警察本部交通部駐車対策課
- ウ 京都市都市計画局歩くまち京都推進室
- エ 京都市文化市民局市民生活部

## (議長)

第3条 会議に議長を置き、会議の構成員の中からこれを充てる。

2 議長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故がある場合には、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。

## (会議の運営)

第4条 会議は、議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、第2条に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

## (オブザーバー)

第5条 前条第2項に定めるもののほか、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めるため、会議にオブザーバーを置く。

2 前項に規定するオブザーバーは、京都市交通局をもって充てる。

## (事務局)

第6条 会議の事務局は、以下の部局が共同して行う。

国土交通省近畿運輸局京都運輸支局

京都府警察本部交通部駐車対策課

京都市都市計画局歩くまち京都推進室

## (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。